

令和6年度 八千代市学童保育所入所案内

令和6年4月入所の申請（1期）は、令和5年11月1日（水）～12月8日（金）です。

必ず本案内をご一読の上、申請してください。令和6年度中はこの案内の保管をお願いします。市のホームページでも閲覧できます。

一 学童保育とは

学童保育は、小学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）に就学している児童であって、その保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない場合等に、適切な遊び及び生活の場を与えてその児童の健全な育成を図ることを目的としています。

二 所在地

学童保育所の所在地は、別表「学童保育所一覧」をご覧ください。

三 開所日

開所日は、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日です。
台風の接近、感染症の流行などの理由により閉所する場合があります。

四 開所時間

【通常授業日】 放課後～午後7時

【土曜日】 午前8時～午後7時

【夏・冬・春休み（令和6年4月1日～4日、土曜日除く。）、運動会等の振替休日（9月1日以降）】

午前7時30分～午後7時

※ 午前7時30分開所は、夏休み（7月22日）から実施します。4月1日～4日の春休み、1学期中の運動会等の振替休日の月曜日は午前8時開所です。

※ 全児童が帰宅した際は、午後7時前でも閉所します。

※ 学校給食のない日は、お弁当を持たせてください。

五 入所要件

次の1、2のいずれにも該当する児童が入所できます。

1 八千代市に住所を有する小学校1年生から6年生までの児童

2 保護者が就労等により、日中不在等で保護者に代わる者のいない児童

就労等とは、就労、出産、就学、病気、ケガ、障害、家族の介護・看護、求職（ひとり親世帯のみ）です。

(1) 就労の要件（採用予定含む。） 次のア・イのいずれにも該当すること。

ア 就労が1日4時間以上、週4日以上（月16日以上）であること。

イ 土曜日を除き午後3時以降まで就労していること（午後3時丁度までを含む。）。

※ 夏・冬・春休みの期間のみの入所の場合は、上記イの要件は必要ありません。

(2) 出産を要件とする場合の入所期間

出産予定日の属する月の前後2か月間の合計5か月まで入所できます。

（9月15日出産予定日の場合、7月1日～11月30日まで入所可）

(3) 就学の要件

学校教育法に定める学校又は職業訓練校に在学し、かつ、就労と同等の日数、時間であること。

(4) 求職（ひとり親世帯のみ）を要件とする場合の入所期間

入所開始月から2か月間。2か月目の10日までに就労証明書を提出することで、事由を就労に変更し、入所が継続します。

（9月1日入所の場合、10月10日までに就労証明書提出。提出がなければ10月末で退所）

入所申請者が学童保育所の定員を超えた場合は、入所要件に該当しても入所できない場合があります。
保護者以外に児童の保育ができる人がいる場合は、入所の対象となりません。

六 入所申請

申請先：市役所子育て支援課又は各学童保育所（3月31日までは大和田西学童保育所を除く。）

申請方法：入所申請書に**証明書類**（七に記載する入所要件の証明書類）及び**入所申請時同意書**を添えて持参、郵送又は電子申請

郵送宛先：〒276-8501 市役所子育て支援課 期限内必着 ※書留を推奨します。

注1 入所申請書及び入所申請時同意書は、市ホームページでダウンロードできます。

注2 2人以上の入所を申請する場合は、それぞれで入所申請書・証明書類・入所申請時同意書が必要です。
この場合において、証明書類は年長者に原本を年少者はコピーとしてください。

注3 八千代市に転入予定の場合は、転入申立書(本市が指定する書式。ダウンロードできます。)及び居住予定の住居の賃貸借契約書又は売買契約書の写し(借主又は買主及び住居の所在地がわかる部分)が必要です。

注4 年度ごとの審査及び決定となります。今年度(令和5年度)に学童保育所を利用している場合でも、入所申請が必要です。

<電子申請での受付を開始します>

今回の申請から「ちば電子申請サービス」での受付を開始します。

パソコン・スマートフォンから24時間申請ができます。

右のQRコードを読み込むと、案内ページにつながります。



申請期間：【年度当初(令和6年4月)の入所】令和5年度に入所中の児童も申請が必要です。

1期：令和5年11月1日(水)～12月8日(金)

2期：令和5年12月9日(土)～令和6年1月31日(水)

3期：令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木)

※ 持参又は郵送の場合：平日の17時以降や、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前8時30分～午後5時まで(必着)

※ 学童保育所に、平日の17時以降や、土曜日に提出を希望する場合：学童保育所に開所していることを確認のうえ、お越しく下さい。

※ 電子申請の場合：締切日の午後11時59分まで

※ 2期は1期の申請者の入所を決定した後、3期は2期の申請者の入所を決定した後の各学童保育所の定員の残数に対して入所を審査します。

申請期間(申請期限)：【年度途中の入所】

入所を希望する月の前々月の末日(例：7月入所を希望の場合は5月31日)までに申請してください(末日が土日に当たる5月入所は4月1日まで、8月入所は7月1日まで、10月入所は9月2日まで、1月入所は12月2日まで、2月入所は1月6日まで)。

※電子申請の場合：入所を希望する月の前々月の末日の午後11時59分まで。

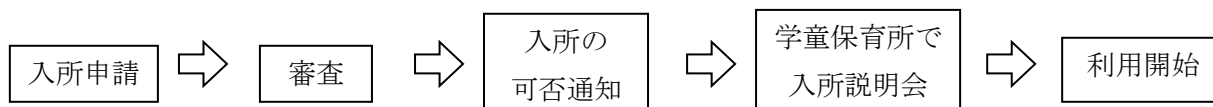
七 五の入所要件を証明する書類

入所要件に応じて次の書類を添付してください。保護者以外の者の就労の証明は不要です。書類が不備の場合、入所できません。2人以上の入所を申請するときは、年長者に原本を、年少者にはコピーを添付してください。

入所要件	証明する書類
就労 (雇用)	就労証明書 (本市が指定する書式で、勤務先が記入したもの) ※単身赴任の場合も就労証明書が必要です。 ※勤務時間が週ごとに変動するなどの場合は、シフト表(申請日の前3月分)を求めることがあります。
就労 (自営)	(1) 就労証明書 (本市が指定する書式) (2) 確定申告書の写し (開業初年は税務署等へ提出した開業届の写し)
出産	母子健康手帳の写し (出産する者及び出産予定日が確認できる部分)
疾病・障害 家族の介護・看護	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し 又は 診断書 (申請日より3か月以内。審査に必要な情報の記載がない場合、追加資料を求めることがあります。)
就学	(1) 在学証明書又は学生証の写し (2) 時間割(カリキュラム)等の写し
求職 (ひとり親世帯のみ)	離婚後の戸籍謄本の写し又は離婚調停中の場合申立書の写し ※八千代市で児童扶養手当受給世帯の方は、入所申請時同意書に署名いただければ、書類の提出は不要です。

注 就労証明書及び診断書は、市ホームページからダウンロードできます。

八 学童保育所のご利用までの流れ



- (1) 年度当初入所申請(1期)の入所可否通知は、2月上旬に郵送します。
- (2) 年度当初入所申請(2期)の入所可否通知は、2月下旬に郵送します。
- (3) 年度当初入所申請(3期)の入所可否通知は、3月中旬に郵送します。
- (4) 年度途中の入所申請の入所可否通知は、入所希望月前月の下旬に郵送します。入所希望月以降は、年度末まで審査を継続しますが、入所できる場合のみ通知を郵送します。
- (5) 入所後も入所要件に該当しないことが確認できたときは、その月までの入所となります。
- (6) 第2・第3希望の学童保育所に入所決定した方で、年度途中での転所を希望する場合は転所申出書を提出してください。

九 入所日

入所日は、1日又は16日です。入所申請書でいずれかを選択してください。ただし、育児休業中の方の児童の入所日は、復職日です。入所日が16日又は16日以降(復職のとき)の場合は、その月の学童保育料は半額です。入所日について子育て支援課へ必ずご連絡ください。

入所可の通知があった場合は、学童保育所に連絡し、入所日までに入所説明を受けてください。入所説明を受けていない場合は、入所できません。この場合でも、決定を受けた入所日からの学童保育料を納付いただきます。(令和5年度から継続して入所する場合及び世帯で2人目以降の同じ学童保育所への入所の場合は、説明の受講を省略することができます。なお、学童保育所の運営を委託する事業者に変更が生じた際は、過去に学童保育所を利用したことがある場合も説明を受講していただきます。)

十 利用日

申請書の利用登録曜日は、就労証明書で確認します。急な仕事等で利用登録していない曜日を利用したい場合は、前日までに学童保育所にご相談ください。

十一 入所期間

入所期間は、入所決定通知書に記載された期間（最長で令和7年3月31日まで）です。ただし、入所要件を満たさなくなった場合は、その月までです。

※ 仕事を辞めて求職活動をされる場合は退職月の翌々月の末日まで入所できます。この場合において、翌々月の10日までに新しい就労証明書を提出したときは入所を継続できます。

十二 退所届

学童保育所の利用をやめる場合は、利用をやめる月の前月末日（土日祝日の場合はその直後の平日）までに**学童保育所退所届**を子育て支援課又は学童保育所に提出してください。

なお、学童保育所を利用していない場合であっても、**退所届が提出されていないときは学童保育料が発生します**のでご注意ください。速やかに退所届を提出いただくことで待機者が入所できますのでご協力ください。15日までに退所する場合は、その月の保育料が半額になります。

十三 学童保育料

(1) 月額

8月以外：8,000円、8月：11,000円。（兄弟姉妹が同時に入所している世帯は、2人目以降は半額）なお、16日以降に入所した場合及び15日以前に退所した場合のその月は半額となります。

学童保育料のほかに、おやつ・教材代の負担があります。金額は、月額1,500～3,000円程度で学童保育所ごとに異なります。各学童保育所に納付します。

(2) 学童保育料の納付

学童保育料の納付は、原則として口座振替です。やむを得ず口座振替ができない方には、毎月20日頃に納入通知書を郵送しますので、指定の納付場所で納期限（当月末）までに納入してください。

※ 滞納した場合は、出席停止を命じることがあります。また、督促状・催告書を発行するほか、担当職員による自宅訪問、学童保育所での面談、電話催告を行います。

※ 催告後も納付がない場合は、法的手続を行うことがあります。

※ 3か月以上滞納した場合は、退所を命じることがあります。

(3) 口座振替日

当月の保育料を当月末日（土日祝の場合は翌営業日）に振り替えます。

4月分	令和6年	4月30日	(火)	10月分	令和6年	10月31日	(木)
5月分	令和6年	5月31日	(金)	11月分	令和6年	12月2日	(月)
6月分	令和6年	7月1日	(月)	12月分	令和7年	1月6日	(月)
7月分	令和6年	7月31日	(水)	1月分	令和7年	1月31日	(金)
8月分	令和6年	9月2日	(月)	2月分	令和7年	2月28日	(金)
9月分	令和6年	9月30日	(月)	3月分	令和7年	3月31日	(月)

※ 残高不足等により振替ができなかった場合は、後日、督促状と納付書を郵送します。金融機関等で期限までにお支払いください。

(4) 口座振替依頼書

入所の決定後に口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。保育園保育料を口座振替していた場合も口座振替依頼が必要です。ただし、次のア・イの場合は、提出の必要がありません。

ア 令和5年度に学童保育所に入所し、保育料を口座振替していた児童が令和6年度も入所する場合

イ 令和5年度に学童保育所に入所し、保育料を口座振替していた児童が令和6年度も入所することに加え、兄弟姉妹も入所する場合

十四 学童保育料の減免申請

次の要件に該当する世帯は、申請することで学童保育料が減額又は免除になります。

申請がないと減額又は免除は受けられません。

要件	添付書類	減免後の学童保育料
1 生活保護法による保護を受けている世帯	被保護世帯証明書又は保護決定通知書の写し	月額 0円
2 市町村民税が非課税である世帯	4月～8月分は、令和5年度市町村民税課税（非課税）証明書	月額 0円
3 市町村民税のうち所得割のみが非課税である世帯	9月～翌年3月分は、令和6年度市町村民税課税（非課税）証明書	月額 4,000円 (8月は5,500円)
4 その他	地震、火災、風水害等により居住家屋が半壊、半焼又は床上浸水の程度以上と認められる場合 在籍児童が傷病により30日以上、学童保育所を利用することができない場合 など。詳細は子育て支援課へご相談ください。	

注1 兄弟姉妹が同時に入所している世帯の減免申請は不要になりました。令和6年度から自動的に2人目以降が半額になります。

注2 住宅借入金等特別控除は、当該控除を受ける前の所得で税額を再計算します。

注3 ひとり親家庭であることのみを理由に減免となることはありません。

注4 減免を受けたい月の末日までに必ず提出してください。

注5 要件を満たさないことが判明した場合、減免取り消しとなります。

【添付書類の省略について】

2	市町村民税が非課税である世帯	令和5年度の市町村民税課税（非課税）証明書	月額0円
3	市町村民税の所得割が非課税である世帯	9月～翌年3月分 令和6年度の市町村民税課税（非課税）証明書(※1)	月額4,000円 (8月は5,500円)

※1 現年度市町村民税課税（非課税）証明書は例年6月中旬以降から前年度で取得できます。
※2 申請の理由が「その他」の添付書類等は子育て支援課にご相談ください。

【個人情報の利用についての同意】
添付書類を省略したい場合は、以下の内容に同意していただき、保護者及び同居の祖父祖母、18歳以上の従兄弟の方がそれぞれ署名をお願いします。
※八千代市が情報を保有していない場合は、以前お住まいだった市区町村の証明書が必要となります。

学童保育所の保育料の減額又は免除の審査に際し、申請理由に係る事実確認のため、私の住民等の職員に関する情報、戸籍に関する情報、所得や課税状況に関する情報、生活保護の受給状況に関する情報等の個人情報について利用することに同意します。

氏名 _____ 氏名 _____
氏名 _____ 氏名 _____
氏名 _____ 氏名 _____

令和5年1月1日時点(令和6年度分の市町村民税に関する書類を省略する場合は令和6年1月1日時点)で八千代市に住民登録をしていた場合は、申請書裏面の下部に記載の「個人情報の利用についての同意」に署名していただければ、添付書類を省略することができます。

署名した方の添付書類を省略することができます。

(※ 本市に市民税のデータがある方のみ)

【お問い合わせ先】

八千代市大和田新田312-5

八千代市子ども部子育て支援課 放課後児童対策班

TEL 047-421-6751

FAX 047-482-9094

学童保育所一覧

学童保育所名	所在地	電話番号	対象小学校
阿蘇米本学童保育所	阿蘇米本学園敷地内	489-6011	阿蘇米本学園
村上学童保育所	村上小学校内	484-6314	村上小学校
村上北学童保育所	村上北小学校内	486-0455	村上北小学校
村上東学童保育所	村上東小学校内	484-3551	村上東小学校
村上団地学童保育所	村上公民館隣	487-7373	村上小・村上北小・村上東小
上高野学童保育所	村上 1946-90 (第二勝田保育園内)	489-1133	村上東小学校
睦学童保育所	睦小学校内	459-2939	睦小学校
大和田学童保育所	大和田小学校敷地内	485-9672	大和田小学校
大和田南学童保育所	大和田南小学校敷地内	483-7761	大和田南小学校
大和田西学童保育所	大和田西小学校内	令和6年4月開所	大和田西小学校
大和田第3学童保育所	大和田新田406	458-7107	大和田西小学校
萱田学童保育所	萱田小学校内	484-2012	萱田小学校
ゆりのき台第2学童保育所	大和田新田511-1	450-9690	萱田南小学校
高津学童保育所	高津小学校内	450-0911	高津小学校
南高津学童保育所	南高津小学校内	458-0101	南高津小学校
西高津学童保育所	西高津小学校内	458-1071	西高津小学校
新木戸学童保育所	大和田新田1060-1 (新木戸保育園内)	450-4359	西高津小・新木戸小
新木戸第2学童保育所	新木戸小学校内	450-6008	新木戸小学校
緑が丘しおん学童保育所	緑が丘2-31-2 (しおん教会内)	459-8884	新木戸小・みどりが丘小
みどりが丘学童保育所	みどりが丘小学校敷地内	458-5831	みどりが丘小学校
八千代台学童保育所	八千代台小学校内	486-5013	八千代台小学校
八千代台西学童保育所	八千代台西小学校内	485-6511	八千代台西小学校
八千代台東学童保育所	八千代台東小学校内	482-0910	八千代台東小学校
勝田台学童保育所	勝田台小学校内	485-0764	勝田台小学校
勝田台南学童保育所	勝田台南小学校内	484-7321	勝田台南小学校

※大和田第3学童本室は令和5年度をもって閉所となります。分室は大和田第3学童に名称が変わります。